

No. 4(2)

児童福祉施設

(幼保連携型認定こども園)

令和7年度 社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表

法人	所在地		
	名称		
	代表者名		
施設	所在地	〒 鹿児島市	
	名称		
	電話番号		
	E-mail		
	管理者名	氏名：	
点検状況	年月日	令和 年 月 日()	
	点検者	職名： 氏名：	
		職名： 氏名：	
指導監査当日 の対応者	職・氏名	職名： 氏名：	
		職名： 氏名：	
		職名： 氏名：	
		職名： 氏名：	

※当日、主に対応いただける内容(「児」:児童処遇、「職」:職員処遇)を選択してください。

指導監査課	監査年月日	令和 年 月 日()	
	職・氏名	職名： 氏名：	
		職名： 氏名：	
		職名： 氏名：	

※太枠のみ記入し、自主点検終了後、指導監査課へ1部、提出してください。

目 次

【 概要報告書 】

1－(1) 園児数等調べ(1号認定園児)	1－1
1－(2) 園児数等調べ(2・3号認定園児)	1－2
1－(3) 障害手帳等所持児童数調べ	1－3
2 職員配置状況	2
3 職員の勤務状況	3
4－(1) 今年度 月1か月間の勤務割(常勤職員用)	4
4－(2) 今年度 月1か月間の勤務割(非常勤職員用)	5

【 自主点検表 】

I 園児処遇

1 職員体制	6
2 幼保連携型認定こども園の状況	12
3 施設整備	24
4 給食の実施状況等	30
5 保健衛生管理体制	34
(参考)1 給食関係者等検便の実施状況(前年度分)	38
2 給食の実施状況(前年度分)	39
6 防災体制の状況	42
7 防災訓練の実施状況	46
(参考)1 防災設備の整備状況	48
2 防災訓練の実施状況(前年度分)	49
8 業務継続計画	50
9 事故防止及び事故発生時の対応	50
10 自動車	56
11 損害賠償保険	56
12 相談・苦情解決	58

II 職員処遇

1 労働契約	60
2 職員会議・研修	62
3 職員の定着化	62

【 記入要領及び注意事項 】

- 1 本表は各事項について自主点検を行い、その結果を「自己評価」欄の該当口に✓チェック(又は■)してください。
- 2 該当しない事項、又は前年度事例がない場合は、「自己評価」欄の該当口に✓チェック(又は■)してください。
- 3 各調書に類似した「着眼点」がある場合も、それぞれに記載してください。
- 4 特に期日の指定がない事項については、前年度又は本表提出時直近月の状況について記入してください。
- 5 回答の判断が困難な場合は、事前に指導監査課へお問い合わせください。
- 6 「着眼点」の欄が不足するときは、別末に記載して添付してください。
- 7 添付資料については、A4版(監査資料サイズ)に統一してください。
なお、規程等について、既に印刷物がある場合は印刷物で可とします。
- 8 一つの項目について回答が2枚以上になる場合のページは、枝番を付けてください。

※ 着眼点の太字は、今年度の指導監査の重点事項です。

【 添付資料 】

- | | |
|---|---------|
| 1 保育幼稚園課へ提出した直近の「職員勤務分担表」の写し(分園がある施設は両園分) | 認こ— 4関係 |
| 2 栄養管理報告書(監査実施日直近の10月実績分)の写し | 認こ—30関係 |
| 3 施設全体の防災設備平面図(消防計画に添付した平面図又は既存の資料で可) | 認こ—48関係 |

1-(1) 園児数等調べ(1 号認定園児)

(前年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均
初日園児数(人)	2歳児													0	0
	3歳児													0	0
	4歳児													0	0
	5歳児													0	0
	計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開所日数(日) B														0	0
入所延人数(人) A×B=C		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席	延べ人数(人) D													0	0
	% D/C													0	0
備 考															

(当年度分)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 月初日園児数の年齢区分は年度初日の前日を基準日として記入してください。
2 本表は、前年度(4月から3月)の状況を記入し、当年度については提出時点に確定している月まで記入してください。

1-(2) 園児数等調べ(2・3 号認定園児)

(前年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均
月 初 日 入 所 児 童 数 (人)	0歳児													0	0
	1歳児													0	0
	2歳児													0	0
	3歳児													0	0
	4歳児													0	0
	5歳児													0	0
	計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開所日数(日) B														0	0
入所延人数(人) A×B=C		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出 席	延べ人数(人) D													0	0
	% D÷C													0	0
備 考															

(当年度分)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 月初日園児数の年齢区分は年度初日の前日を基準日として記入してください。
2 本表は、前年度(4月から3月)の状況を記入し、当年度については提出時点に確定している月まで記入してください。

1-（3） 障害手帳等所持児童数調べ
（自主点検表作成日時点の月初日のみ記載）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
0歳児	身障手帳所持													0
	療育手帳所持													0
	療育通所													0
1歳児	身障手帳所持													0
	療育手帳所持													0
	療育通所													0
2歳児	身障手帳所持													0
	療育手帳所持													0
	療育通所													0
3歳児	身障手帳所持													0
	療育手帳所持													0
	療育通所													0
4歳児	身障手帳所持													0
	療育手帳所持													0
	療育通所													0
5歳児	身障手帳所持													0
	療育手帳所持													0
	療育通所													0
計	身障手帳所持	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	療育手帳所持	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	療育通所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※身障手帳または療育手帳の交付を受けている方、療育施設へ通所されている方の人数を記載してください。

・障害程度の内訳(自主点検表作成日時点の月初日のみ記載)

【身障手帳】

(人)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
							0

【療育手帳】

(人)

A1	A2	B1	B2	計
				0

2 職員配置状況

※前年度の4月1日から今年度の自主点検表作成時点までの間に在職したすべての職員（非常勤職員及び退職者を含む。）について記入してください。

職 名	雇 用 形 態	氏 名 (年齢) 当該年4月1日現在	資 格 等		最終 学歴	経 験 年 数 等				給 料 (月 額)					親族関係 (法人理事、 園長との 続柄等)	備 考 〔退職理由 退職年月日 異動年月日 兼務職名 などを記入〕
			名 称	取 得 (登録) 年月日		現 施 設 経 験 年 数		他の教 育・児 童福祉 施設経 験年数	その他 の経験 年数	令和6年4月1日 現在 円 (級・号)	中 途 昇 給 の 状 況		令和7年3月31日 現在 円 (級・号)	令和7年4月1日 現在 円 (級・号)		
						採 用 年 月 日	勤 続 年 数				年 月 日	年 月 日				
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		
		()								()			0円 ()	0円 ()		

(注) 1 複数の職務を兼務している場合、該当職員の備考欄に兼務職名を記入してください。(例)保育教諭が調理員を兼務 → 「職名」欄に保育教諭、「備考」欄に調理員と記入。

2 「雇用形態」の欄は、常勤職員は空白のまま、常勤職員以外は勤務時間数を記入してください。(例)週〇回〇時間、月〇日〇時間

3 「資格等」の欄は、保育士資格については、県への登録年月日、幼稚園教諭免許については取得日を記入してください。

配置特例を適用している場合は、特例適用に該当する資格の名称・取得年月日を記載してください。

4 「最終学歴」の欄は、高校、短大、専門学校、大学などと記入してください。(詳細な学校名は不要です)

認之—4

職員名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日 数 計 (回)								時間計	1週平均勤務時間
	曜日																															A	B	C	D	E	F	G	H			
人数計	A																																									
	B																																									
	C																																									
	D																																									
	E																																									
	F																																									
	G																																									
	H																																									
	計																																									

勤務形態名(勤務形態名は実態の名称に書換可)
※短時間勤務を含め、全て記入すること。

A 勤務(時 分 ～ 時 分)
B 勤務(時 分 ～ 時 分)
C 勤務(時 分 ～ 時 分)
D 勤務(時 分 ～ 時 分)
E 勤務(時 分 ～ 時 分)
F 勤務(時 分 ～ 時 分)
G 勤務(時 分 ～ 時 分)
H 勤務(時 分 ～ 時 分)
休 公 休

2 1か月勤務時間合計について、1時間未満が生じた場合は、「分」数を60分で除した時間とし、小数点第3位を四捨五入すること。

※保育幼稚園課へ提出した直近の「職員勤務分担表」の写しを添付してください。

4－(2) 今年度 月 1か月間の勤務割(非常勤職員用) ※就業規則に定める所定労働時間に満たない労働時間勤務する職員

*全職種について作成すること。(添付資料の職員勤務分担表で確認できる職員については省略可能) 変形労働時間制の採用(有 ・ 無) 変形期間単位 ()

職員名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日 数 計 (回)								時 間 計	1 週 平均 勤務 時間
	曜 日																																		A	B	C	D	E	F	G	H
人 数 計	A																																									
	B																																									
	C																																									
	D																																									
	E																																									
	F																																									
	G																																									
	H																																									
	計																																									

勤務形態名(勤務形態名は実態の名称に書換可)
※短時間勤務を含め、全て記入すること。
A 勤 務(時 分 ～ 時 分)
B 勤 務(時 分 ～ 時 分)
C 勤 務(時 分 ～ 時 分)
D 勤 務(時 分 ～ 時 分)
E 勤 務(時 分 ～ 時 分)
F 勤 務(時 分 ～ 時 分)
G 勤 務(時 分 ～ 時 分)
H 勤 務(時 分 ～ 時 分)
休 公 休

(注)1 自主点検表作成直近前月の勤務実績で記入すること。
2 1か月勤務時間合計について、1時間未満が生じた場合は、「分」数を60分で除した時間とし、小数点第3位を四捨五入すること。
※保育幼稚園課へ提出した直近の「職員勤務分担表」の写しを添付してください。

自主点検表

主眼事項	着眼点	自己評価												
		いる ある	いない ない	非該当 非該当										
I 園児処遇														
1 職員体制	(1)園長は、その職務に専念するため、専任となっているか。	☐	☐											
	※他の職務を兼務している場合、兼務内容を記載すること。													
	<table><tr><th>兼務先</th><th>職名</th><th>勤務日数</th><th>勤務時間</th><th>報 酬</th></tr><tr><td></td><td></td><td>週・月 ()日</td><td></td><td>月額 ()千円</td></tr></table>				兼務先	職名	勤務日数	勤務時間	報 酬			週・月 ()日		月額 ()千円
	兼務先	職名	勤務日数		勤務時間	報 酬								
			週・月 ()日			月額 ()千円								
(2)園長の資格要件を満たしているか。	☐	☐												
(3)園長を変更する場合、あらかじめ市長に届け出ているか。	☐	☐	☐											
(4)園長は、施設の実態を把握し、適切な運営を行い、それらに係わる関係諸帳簿、日誌類の決裁は確実にを行っているか。	☐	☐												
(5)教育及び保育に直接従事する職員数は、基準を満たしているか。	☐	☐												
職員配置状況及び園児数		【令和 年 月 日現在】		【入所定員】										
		1号		2・3号										
	乳児	1歳児	2歳児	1,2歳児	満3歳児	3歳児	4歳以上児	小計	加算				必要 保育士数	
園児数				0人				0人	定員 90人 以下	保育 標準 加算	主幹 保育	学級 編制		
配置基準	3	5,6	6	6	20,15,6	20,15	25,30							
1歳児加算	*	*	*	*	*	*	*							
3歳児加算	*	*	*	*	*	*	*							
満3歳児加算	*	*	*	*	*	*	*							
3歳+満3歳	*	*	*	*	*	*	*							
4・5歳児加算	*	*	*	*	*	*	*							
算出数	0	*	*	0	0	0	0		1人	1人	2人	1人	5人	
※園児年齢は、年度の初日の前日における満年齢とする。 ※算出数は、各年齢区分の小数点第2位以下を切り捨て、小計欄で小数点以下を四捨五入すること。その後、各加算を加えること。 ※1歳児配置改善加算を適用する場合は、5対1で算出すること。(※1歳児加算に"○"を入力) ※3歳児配置改善加算を適用する場合は、15対1で算出すること。(※3歳児加算に"○"を入力) ※満3歳児対応加算を適用する場合は、「満3歳児」の欄に園児数を記入し、6対1で算出すること。(※満3歳児加算に"○"を入力) ※4・5歳児配置改善加算を適用する場合は、25対1で算出すること。(※4・5歳児加算に"○"を入力) ※「利用定員90人以下の施設」及び「保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設」は、最低基準による算出値にそれぞれ1人ずつ加算すること。 ※認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の合計の利用定員が36人以上300人以下の施設で、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、保育教諭等を配置する場合は最低基準による算出値に1人加算すること。														
ア 幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を行っているか。		☐	☐											
※5年間の経過措置あり(令和11年度末まで延長)														
イ 助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事)は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、登録を行っているか。		☐	☐											
※5年間の経過措置あり(令和11年度末まで延長)														

主眼事項	着眼点	自己評価																																				
		いる ある	いない ない	非該当 非該当																																		
	(6)副園長を配置しているか。	☐	☐																																			
	「いる」の場合、資格要件を満たしているか。	☐	☐																																			
	(7)教頭を配置しているか。	☐	☐																																			
	「いる」の場合、資格要件を満たしているか。	☐	☐																																			
	(8)主幹養護教諭及び養護教諭を配置しているか。	☐	☐																																			
	「いる」の場合、養護教諭の普通免許状を有しているか。	☐	☐																																			
	(9)主幹栄養教諭及び栄養教諭を配置しているか。	☐	☐																																			
	「いる」の場合、栄養教諭の普通免許状を有しているか。	☐	☐																																			
	(10)満3歳以上の園児について、学級を編制しているか。	☐	☐																																			
	ア 1学級35人以下となっているか。	☐	☐																																			
	学級編制状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th><th colspan="2">支給認定区分(園児数)</th><th rowspan="2">合計</th><th rowspan="2">学級数</th></tr> <tr> <th>1号</th><th>2号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5歳</td><td></td><td></td><td>0人</td><td></td></tr> <tr> <td>4歳</td><td></td><td></td><td>0人</td><td></td></tr> <tr> <td>3歳</td><td></td><td></td><td>0人</td><td></td></tr> <tr> <td>2歳 (満3歳)</td><td></td><td></td><td>0人</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※年齢は、年度の初日の前日における満年齢とする。 ただし、満3歳児を3歳児学級に含めて編制している場合は、「3歳児」の欄に記載すること。 ※満3歳児を2歳児クラスにそのまま残す場合は、表に含めない。	年齢	支給認定区分(園児数)		合計	学級数	1号	2号	5歳			0人		4歳			0人		3歳			0人		2歳 (満3歳)			0人		合計	0人	0人	0人						
年齢	支給認定区分(園児数)		合計	学級数																																		
	1号	2号																																				
5歳			0人																																			
4歳			0人																																			
3歳			0人																																			
2歳 (満3歳)			0人																																			
合計	0人	0人	0人																																			
	イ 各学級ごとに担当する専任の保育教諭を1人以上配置しているか。	☐	☐																																			
	※クラス別の担当職員を記入すること <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">クラス名(年齢)</th><th colspan="2">園 児 数</th><th rowspan="2">担当職員氏名 ※非常勤は()書き</th></tr> <tr> <th>直近前月初日</th><th>監査日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例)ひよこ組(1歳)</td><td>〇人</td><td>〇人</td><td>〇 〇(△ △)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	クラス名(年齢)	園 児 数		担当職員氏名 ※非常勤は()書き	直近前月初日	監査日	(記入例)ひよこ組(1歳)	〇人	〇人	〇 〇(△ △)																											
クラス名(年齢)	園 児 数		担当職員氏名 ※非常勤は()書き																																			
	直近前月初日	監査日																																				
(記入例)ひよこ組(1歳)	〇人	〇人	〇 〇(△ △)																																			

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄																																			
				適	不適																																		
○副園長又は教頭の資格要件は園長の要件を準用する。		◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条～第14条 ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について(平成26年7月2日府政共生569号・26文科初第437号・雇児発0702第1号)3(3)～(5) ◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第9条第5項第2号		☐	☐																																		
○主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例付則9 ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条		☐	☐																																		
○主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。		◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条		☐	☐																																		
		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第8条		☐	☐																																		
				☐	☐																																		
		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第9条		☐	☐																																		
(左の一覧に入らない場合はこちらに記入してください。)																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">クラス名(年齢)</th><th colspan="2">園 児 数</th><th rowspan="2">担当職員氏名 ※非常勤は()書き</th></tr> <tr> <th>直近前月初日</th><th>監査日</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				クラス名(年齢)	園 児 数		担当職員氏名 ※非常勤は()書き	直近前月初日	監査日																														
クラス名(年齢)	園 児 数		担当職員氏名 ※非常勤は()書き																																				
	直近前月初日	監査日																																					

主眼事項	着眼点	自己評価		
		いる ある	いない ない	非該当 非該当
	ウ 常勤の保育教諭に代えて非常勤の保育教諭を充てる場合の当該非常勤の保育教諭の合計勤務時間数は、就業規則に定める常勤の保育教諭の勤務時間数を上回っているか。	☐	☐	
	エ 短時間勤務の保育教諭を充てている場合は、常勤の保育教諭を各組や各グループに1人以上配置しているか。	☐	☐	
	(11)主幹保育教諭等の専任化により、子育て支援の取組を実施しているか。	☐	☐	
	「いる」場合、6ページの主幹保育教諭数が専任で配置されているか。 専任化する主幹保育教諭等 職名()氏名() 専任化する主幹保育教諭等 職名()氏名()	☐	☐	
	(12)一時預かり事業等の実施に伴う保育教諭等の配置は、6ページで算出した必要保育教諭数の枠外の配置となっているか。 事業名() 保育教諭等氏名() 事業名() 保育教諭等氏名() 事業名() 保育教諭等氏名()	☐	☐	
	(13)朝夕等の時間帯(延長保育時間帯を含む)に、対象園児数に応じた保育教諭の配置がなされているか。	☐	☐	
	その際に、対象園児数に応じた保育教諭の必要数が1人である場合でも、常時2人以上の保育教諭等の配置がなされているか。	☐	☐	
	(14)6ページの職員配置の加算人員(学級編制調整加配加算は除く)に保育教諭等の資格を有しない一定の者を活用している場合や、小学校教諭(主に5歳児)、養護教諭(主に1歳以上児)及び看護師を活用している場合、保育教諭等が、各時間帯において必要となる数の3分の2以上となっているか。	☐	☐	☐
	(15)調理員は配置されているか。	☐	☐	
	(16)事務職員は配置されているか。	☐	☐	

主眼事項	着眼点	自己評価																						
		いる ある	いない ない	非該当 非該当																				
2 幼保連携型認定 こども園の状況 (1)定員管理	ア 定員超過がないか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>認可定員</th><th>利用定員(A)</th><th>現 員(B)</th><th>(B)／(A)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2・3号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td><td></td></tr> </tbody> </table> イ 2・3号認定園児に定員割れがある場合、その理由と待機児童の有無を記入すること。		認可定員	利用定員(A)	現 員(B)	(B)／(A)	1 号					2・3号					合 計	0人	0人	0人		☐	☐	
	認可定員	利用定員(A)	現 員(B)	(B)／(A)																				
1 号																								
2・3号																								
合 計	0人	0人	0人																					
(2)前回監査以降、利用定員の変更又は変更予定があるか。 「ある」場合はその時期と変更後の利用定員を記載すること。 (変更時期:令和 年 月 日 利用定員: 人)	☐	☐																						
(2)教育及び保育 の内容に関する 全体的な計画	ア 教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成しているか。	☐	☐																					
	イ 満3歳以上の園児の教育課程に係る、教育活動のための計画が含まれているか。	☐	☐																					
	ウ 満3歳以上の保育を必要とする園児の、保育のための計画が含まれているか。	☐	☐																					
	エ 満3歳未満の保育を必要とする園児の、保育のための計画が含まれているか。	☐	☐																					
	オ 標準的な時間の終了後等の、一時預かり事業などとして行う活動のための計画が含まれているか。	☐	☐																					
	カ 延長保育、夜間保育、休日保育などを実施している場合、それらを含めた園児の園生活全体を捉えた計画となっているか。	☐	☐																					
	キ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成し、その実施状況を評価し改善を図っていくことなどを通じて、教育及び保育内容の質の向上を図っているか。	☐	☐																					

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
			●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(1)-②	☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
○教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した、適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成する。	□全体的な計画	◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-1	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(2)-①	☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価		
		いる ある	いない ない	非該当 非該当
(3)指導計画	ア 教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づき、さらに具体化した長期的な計画(年、月、発達の時期など)を作成しているか。	☐	☐	
	イ 長期的な計画と関連して、より具体的な園児の生活に即した短期的な計画(週、日など)を作成しているか。	☐	☐	
	ウ 満3歳未満の園児について、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成しているか。	☐	☐	
	エ 障害のある園児について、家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援等のための計画を、個別に作成しているか。	☐	☐	
	オ 長時間にわたる教育及び保育については、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置付けているか。	☐	☐	
	カ 指導計画について、評価を適切に行い、常に計画の改善を図っているか。	☐	☐	
(4)食育の推進	ア 食事の提供を含む食育の計画を作成しているか。	☐	☐	
	イ 食育の計画は、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けられているか。	☐	☐	
	ウ 食育の計画の評価を行い、改善に努めているか。	☐	☐	
(5)教育・保育の記録	ア 園児の指導要録を作成しているか。	☐	☐	
	イ 進学時に指導要録の抄本又は写しを進学先の校長に送付しているか。	☐	☐	
	ウ 園児が転園した場合、指導要録の写しを転園先の園長等に送付しているか。	☐	☐	☐

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づいて、園児の発達の実情に照らし合わせながら、園児一人一人が生活を通して発達に必要な体験が得られるような、具体的な指導計画を作成する必要がある。 ○長期的に発達を見通した長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した短期の指導計画を作成すること。 ○長期的な指導計画については年単位と期単位等のものを、短期的な指導計画については月単位、週単位及び日単位等のものをすべて個別に作成しなければならないわけではなく、あくまで長期・短期の2種類の指導計画の作成が必要であり、期間の範囲は各施設の実情に応じて作成すること。 ○幼保連携型認定こども園において、教育及び保育の内容について相互関連を図り、調和と統一のとれた計画であることが重要である。	□指導計画(長期・短期)	◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-2、第3-4	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-②-②	☐	☐
				☐	☐
	□個別指導計画(3歳未満児)	◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-4-(2)-ア		☐	☐
	□個別指導計画(障害児)	◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-3		☐	☐
○3歳未満児について、個別的な計画を作成すること。 ○障害のある園児について、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。		◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-4		☐	☐
				☐	☐
	□食育計画	◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2-3	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(3)-③	☐	☐
				☐	☐
○乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。 ○園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向け、在籍する園児の指導要録を作成し、抄本又は写しを進学先の校長に送付すること。 ○指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は20年間、その他は5年とする。	□園児指導要録	◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-1-(5)	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-②-③	☐	☐
		◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第26条(学校教育法施行規則第28条第1項第4号の準用)、第30条		☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価		
		いる ある	いない ない	非該当 非該当
(6) 保護者に対する子育ての支援	エ 園児の指導要録作成のための関係記録簿等を作成しているか。 (作成しているものに○印をつけること。) () 教育保育日誌 () 園児の出席簿 () 園児票 (家庭環境調査票) () その他()	☐	☐	
	オ 1か月以上、欠席している園児はいるか。 「いる」場合、その理由、対応策等について記載すること。 (理由・対応策等)	☐	☐	
(7) 地域社会との交流・連携	ア 保護者に対する子育ての支援は、様々な機会を活用して行われているか。 (ア) 日々の支援への取組(実施しているものに○印をつけること。) 乳児: () 連絡帳 () 掲示板 () 口頭 () その他() 幼児: () 連絡帳 () 掲示板 () 口頭 () その他() (イ) 園だより等の活用(実施状況を記載) 園だより () 回発行 / 週・月 クラスだより () 回発行 / 週・月 ホームページ (有・無) (ウ) 懇談会等における支援(実施しているものに○印をつけること。) () 教育・保育参観 () 懇談会 () 保護者会 () その他()	☐	☐	
	ア 地域社会との交流・連携が図られているか。 「いる」場合、その内容を記載すること。 (交流・連携の内容)	☐	☐	

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○園児の心身の状態に応じて保育するために、健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。 ○理由のない欠席や早退など、不適切な養育が疑われる場合は、市所管課や関係機関とも密接な連携を図ることが必要である。 ○日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。	□教育保育日誌 □園児の出席簿 □園児票(家庭環境調査票)	◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-1-(1) ◎幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項について(通知)(平成30年3月30日府子本発315号等) ◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-1-(3)		☐	☐
		◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章第2-1、2-2 ◎幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項の規定により準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条 ◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第25条	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(2)-④	☐	☐
		◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-2-(3)-コ	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(2)-④	☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価									
		いる ある	いない ない	非該当 非該当							
(8)園児の権利擁護及び虐待への対応について	ア 園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行っているか。	☐	☐								
	イ 園児の権利擁護に関する取組及び研修がなされているか。	☐	☐								
	(ア)「いる」場合、前年度の実施状況を記載すること。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催時期</th><th>研修内容</th><th>講師氏名</th><th>参加人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 年 月 日</td><td></td><td></td><td>人</td></tr> </tbody> </table>	開催時期	研修内容	講師氏名	参加人数	令和 年 月 日			人		
開催時期	研修内容	講師氏名	参加人数								
令和 年 月 日			人								
(イ)「いない」場合、前年度に実施できなかった理由及び今後の実施予定等を記載すること。											
(令和6年度に実施できなかった理由) (今後の実施予定:令和 年 月頃)											
ウ 幼保連携型認定こども園の職員による、園児に対する虐待や不適切保育の未然防止に関する措置を講じているか。	☐	☐									
	また、発生時の対応に関する措置を講じているか。	☐	☐								
	エ 日頃から園児の心身の状態(特に不自然な傷や火傷など)を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。	☐	☐								
	オ 虐待が疑われる場合の対処方法は、職員に周知されているか。	☐	☐								

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○保育教諭等は、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した、適切な指導を行うようにすること。 ○職員一人一人がこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること。 ○各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと。 ○こどもの人権・人格を尊重する保育についての教育・研修を行うこと。 ○「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」や「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、保育の在り方を点検すること。 ○組織的な対応を図ること、虐待に関する事実関係を細かく具体的に記録しておくことが必要であり、状況の把握や通告に関するマニュアルなどを作成し活用すること。 ○児童虐待の防止等に関する法律が規定する通告義務は幼保連携型認定こども園や保育教諭等にも課せられており、虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所への速やかな通告とともに、これらをはじめとする関係機関との連携、協働が求められる。なお、通告は守秘義務違反には該当しない。	□職員研修簿 等	◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2-2-(3)-ク ◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第6条第1項、第20条、第21条 ◎鹿児島市保育所等における不適切保育防止等に関するガイドライン（鹿児島市令和5年9月（令和6年8月改訂）） ◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-1-(3)、第4章第2-9 ◎児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）3-(3)-①	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

主眼事項	着眼点	自己評価		
		いる ある	いない ない	非該当 非該当
(9)健康支援	ア 年間の学校保健計画を作成しているか。	☐	☐	
	イ 入園時の健康診断を実施しているか。	☐	☐	
	ウ 定期健康診断(年2回)は、適切に行われているか。	☐	☐	
	また、1回目は、6月30日までに実施しているか。	☐	☐	
	エ 検診結果の記録・整理・保管(5年)は適切に行われているか。	☐	☐	
	オ 検査当日に欠席した園児への対応を記載すること。			
	(対応)			
	カ 検診結果で異常がみられた場合の対応を記載すること。			
	(対応)			
	キ アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っているか。	☐	☐	
	ク 保護者から薬(病院等から処方された薬に限る。)を預かり、園児に与えているか。	☐	☐	
	(ア)「いる」の場合、与薬依頼書を徴しているか。	☐	☐	☐
	(イ)薬は施錠できる場所で保管するなど、適切に管理しているか。	☐	☐	☐
	(ウ)誤薬等の防止のため複数職員で確認を行っているか。	☐	☐	☐
	ケ 学校保健計画に基づき職員の健康診断を実施しているか。	☐	☐	

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○健康診断が、行事計画に掲げられていること。	□学校保健計画 □健康診断票	◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条(学校保健安全法第5条、第13条の準用) ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条(学校保健安全法施行規則第5条、第6条、第8条の準用) ◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-2-(1)、(2)	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(3)-①	☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
○食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、園の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。		◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-3-(3)		☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価																	
		いる ある	いない ない	非該当 非該当															
(10)開園時間及び一斉休園	ア 開園時間は、適正に設定されているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>通 常</th><th>日祝(開所している場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 所 時 間</td><td>: ~ :</td><td>: ~ :</td></tr> <tr> <td>延長保育等時間</td><td>: ~ :</td><td>: ~ :</td></tr> </tbody> </table>	区 分	通 常	日祝(開所している場合)	開 所 時 間	: ~ :	: ~ :	延長保育等時間	: ~ :	: ~ :	☐	☐							
区 分	通 常	日祝(開所している場合)																	
開 所 時 間	: ~ :	: ~ :																	
延長保育等時間	: ~ :	: ~ :																	
イ 園則に定める休園日(年末年始、日、祝日)以外に一斉休園したことがあるか。 「ある」場合、前年度の休園実績を記載すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th><th>休園の理由等</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>. . .</td><td></td></tr> <tr><td>. . .</td><td></td></tr> <tr><td>. . .</td><td></td></tr> <tr><td>. . .</td><td></td></tr> <tr><td>. . .</td><td></td></tr> <tr><td>. . .</td><td></td></tr> <tr><td>. . .</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年 月 日	休園の理由等	. . .		. . .		. . .		. . .		. . .		. . .		. . .		☐	☐	
年 月 日	休園の理由等																		
. . .																			
. . .																			
. . .																			
. . .																			
. . .																			
. . .																			
. . .																			
(11)他の学校、社会福祉施設との兼用	ア 幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の社会福祉施設の職員に兼ねている場合、保育に支障のない範囲であるか。	☐	☐	☐															
	イ 幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設の設備に兼ねている場合、保育に支障のない範囲であるか。	☐	☐	☐															

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○開園日は、年末年始・日曜日・祝日を除いた日を原則とする。 ○幼保連携型認定こども園の職員については、その行う保育に支障がない場合は、他の社会福祉施設の職員に兼ねることができる。 ○幼保連携型認定こども園の設備については、その行う保育に支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設の設備に兼ねることができる。		◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(1)～④	☐	☐
		◎幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日府政共生1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号)4(1)		☐	☐
		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第16条第1項		☐	☐
		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第10条		☐	☐
		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第15条		☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価																																																													
		いる ある	いない ない	非該当 非該当																																																											
3 施設整備	(1) 園庭、園舎その他の設備の建物等の規模及び構造に変更がある場合、あらかじめ届け出ているか。	☐	☐	☐																																																											
	(2) 園庭、園舎が設備運営基準に定める面積等を満たしているか。 【施設全体の状況】	☐	☐																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 室名</th><th>室数</th><th>最低基準</th><th>必要面積</th><th>現況面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳 児 室</td><td></td><td>ほふくをしない乳児・1歳児 1人につき1.65㎡以上</td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>ほ ふ く 室</td><td></td><td>ほふく又は歩行をする乳児・ 1歳児1人につき3.3㎡以上</td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>保 育 室 又 は 遊 戯 室</td><td></td><td>2歳児以上1人につき1.98㎡ 以上</td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>調 理 室</td><td></td><td></td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>保 健 室</td><td></td><td></td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>職 員 室</td><td></td><td></td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>便 所</td><td></td><td></td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>飲 料 水 用 備 設</td><td></td><td></td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>手 洗 用 設 備</td><td></td><td></td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>足 洗 用 設 備</td><td></td><td></td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> <tr> <td>園 庭</td><td></td><td> (ア)と(イ)を合算した面積以上 (ア)①と②のいずれか大きい面積 ①学級数 ・2学級以下 $330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$ ・3学級以上 $400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$ ②園児数 $3.3\text{㎡} \times \text{満3歳以上園児}$ (イ)$3.3\text{㎡} \times (\text{満2歳以上満3歳未満園児})$ </td><td>0.00㎡</td><td>0.00㎡</td></tr> </tbody> </table>	区分 室名	室数	最低基準	必要面積	現況面積	乳 児 室		ほふくをしない乳児・1歳児 1人につき1.65㎡以上	0.00㎡	0.00㎡	ほ ふ く 室		ほふく又は歩行をする乳児・ 1歳児1人につき3.3㎡以上	0.00㎡	0.00㎡	保 育 室 又 は 遊 戯 室		2歳児以上1人につき1.98㎡ 以上	0.00㎡	0.00㎡	調 理 室			0.00㎡	0.00㎡	保 健 室			0.00㎡	0.00㎡	職 員 室			0.00㎡	0.00㎡	便 所			0.00㎡	0.00㎡	飲 料 水 用 備 設			0.00㎡	0.00㎡	手 洗 用 設 備			0.00㎡	0.00㎡	足 洗 用 設 備			0.00㎡	0.00㎡	園 庭		(ア)と(イ)を合算した面積以上 (ア)①と②のいずれか大きい面積 ①学級数 ・2学級以下 $330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$ ・3学級以上 $400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$ ②園児数 $3.3\text{㎡} \times \text{満3歳以上園児}$ (イ) $3.3\text{㎡} \times (\text{満2歳以上満3歳未満園児})$	0.00㎡	0.00㎡		
区分 室名	室数	最低基準	必要面積	現況面積																																																											
乳 児 室		ほふくをしない乳児・1歳児 1人につき1.65㎡以上	0.00㎡	0.00㎡																																																											
ほ ふ く 室		ほふく又は歩行をする乳児・ 1歳児1人につき3.3㎡以上	0.00㎡	0.00㎡																																																											
保 育 室 又 は 遊 戯 室		2歳児以上1人につき1.98㎡ 以上	0.00㎡	0.00㎡																																																											
調 理 室			0.00㎡	0.00㎡																																																											
保 健 室			0.00㎡	0.00㎡																																																											
職 員 室			0.00㎡	0.00㎡																																																											
便 所			0.00㎡	0.00㎡																																																											
飲 料 水 用 備 設			0.00㎡	0.00㎡																																																											
手 洗 用 設 備			0.00㎡	0.00㎡																																																											
足 洗 用 設 備			0.00㎡	0.00㎡																																																											
園 庭		(ア)と(イ)を合算した面積以上 (ア)①と②のいずれか大きい面積 ①学級数 ・2学級以下 $330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$ ・3学級以上 $400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$ ②園児数 $3.3\text{㎡} \times \text{満3歳以上園児}$ (イ) $3.3\text{㎡} \times (\text{満2歳以上満3歳未満園児})$	0.00㎡	0.00㎡																																																											
(3) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室、便所を2階に設けているか。 (「いる」の場合、下記ア～キに回答)	☐	☐																																																													
ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるか。	☐	☐	☐																																																												
イ 常用の屋内、屋外階段があるか。	☐	☐	☐																																																												
ウ 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の避難用の屋内階段はあるか。	☐	☐	☐																																																												
エ 待避上有効なバルコニーはあるか。	☐	☐	☐																																																												

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○乳児又は満2歳に満たない幼児を入園させる 幼保連携型認定こども園には、乳児室又はほ ふく室を設けること。	□変更届 等	◎鹿児島市幼保連携型認定 こども園の設備及び運営 の基準に関する条例第12 条、第13条 ◎就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律施行 規則第15条	●就学前の子どもに関す る教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法 律に基づく幼保連携型認 定こども園に対する指導 監査について(通知)3ー (1)ー③	☐	☐
○保育室(満3歳以上の園児に係るものに限 る。)の数は、学級数を下ってはならない。		◎鹿児島市幼保連携型認定 こども園の設備及び運営 の基準に関する条例第13条 第2項		☐	☐
○保育室等を2階、3階に設ける建物は、別途 要件がある。		◎鹿児島市幼保連携型認定 こども園の設備及び運営の 基準に関する条例第12条		☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価		
		いる ある	いない ない	非該当 非該当
防	オ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備はあるか。	☐	☐	☐
	カ 避難用の屋外階段はあるか。	☐	☐	☐
	キ 園児の転落を防止する設備はあるか。	☐	☐	☐
	(4)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室、便所を3階以上に設けているか。 (「いる」の場合、下記ア～サに回答)	☐	☐	
	ア 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の常用の屋内階段があるか。	☐	☐	☐
	イ 常用の屋外階段があるか。(4階以上の場合は、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造を有するもの。)	☐	☐	☐
	ウ 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の避難用の屋内階段があるか。	☐	☐	☐
	エ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備はあるか。(4階以上の場合は、屋外傾斜路に限る。)	☐	☐	☐
	オ 避難用の屋外階段はあるか。(4階以上の場合は、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造を有するもの。)	☐	☐	☐
	カ 保育室等の各部分からアからオまでの歩行距離が30メートル以下であるか。	☐	☐	☐
	キ 調理室とそれ以外の部分が、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されているか。	☐	☐	☐
	「いない」の場合、次のいずれかの設備や措置が備わっているか。 (ア)スプリンクラー設備、その他これに類する自動式のもの。	☐	☐	☐
	(イ)調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置と、調理室の外部への延焼を防止するための必要な措置。	☐	☐	☐
	ク 壁及び天井の室内に面する部分が、不燃材料となっているか。	☐	☐	☐
	ケ 園児の転落を防止する設備はあるか。	☐	☐	☐
	コ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への火災を通報する設備が設けられているか。	☐	☐	☐
	サ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されているか。	☐	☐	☐

[illegible]

主眼事項	着眼点	自己評価																				
		いる ある	いない ない	非該当 非該当																		
	(5) 設備運営基準で備えるように努めるとされている設備を有しているか。 <table border="0"> <tr> <td>① 放送聴取設備</td><td>ある ・ なし</td></tr> <tr> <td>② 映写設備</td><td>ある ・ なし</td></tr> <tr> <td>③ 水遊び場</td><td>ある ・ なし</td></tr> <tr> <td>④ 園児清浄用設備</td><td>ある ・ なし</td></tr> <tr> <td>⑤ 図書室</td><td>ある ・ なし</td></tr> <tr> <td>⑥ 会議室</td><td>ある ・ なし</td></tr> </table>	① 放送聴取設備	ある ・ なし	② 映写設備	ある ・ なし	③ 水遊び場	ある ・ なし	④ 園児清浄用設備	ある ・ なし	⑤ 図書室	ある ・ なし	⑥ 会議室	ある ・ なし									
① 放送聴取設備	ある ・ なし																					
② 映写設備	ある ・ なし																					
③ 水遊び場	ある ・ なし																					
④ 園児清浄用設備	ある ・ なし																					
⑤ 図書室	ある ・ なし																					
⑥ 会議室	ある ・ なし																					
	(6) 学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類 及 76数の園具及び76教具を備えているか。 また、これらを常に改善し、補充しているか。	☐	☐																			
	(7) 園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管 理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしているか。 また、使用期限を確認するなど適切に管理されているか。	☐	☐																			
	(8) 消毒等は適切に行われているか。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実施時間帯及び回数</th><th>実施方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 育 室 等</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>調 理 室</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>便 所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>寝 具</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>室内玩具等</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		実施時間帯及び回数	実施方法	保 育 室 等			調 理 室			便 所			寝 具			室内玩具等			☐	☐	
	実施時間帯及び回数	実施方法																				
保 育 室 等																						
調 理 室																						
便 所																						
寝 具																						
室内玩具等																						
	(9) 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である 旨 を掲示しているか。	☐	☐																			

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第13条第7項		☐	☐
		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第14条		☐	☐
				☐	☐
		◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条(学校保健安全法第7条の準用)		☐	☐
		◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-3-(4)、第3-1		☐	☐
		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第27条		☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価																	
		いる ある	いない ない	非該当 非該当															
4 給食の実施状況等	(1) 食事の提供や検食を実施しているか。 「いる」の場合、実施状況を記入すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>検食時刻</th><th>園児の食事 開始時刻</th><th>検食の 記録</th><th>検食者(職名のみ)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼食</td><td>:</td><td>:</td><td>有・無</td><td></td></tr> <tr> <td>おやつ</td><td>:</td><td>:</td><td>有・無</td><td></td></tr> </tbody> </table> 39ページに給食の実施状況を記入すること。		検食時刻	園児の食事 開始時刻	検食の 記録	検食者(職名のみ)	昼食	:	:	有・無		おやつ	:	:	有・無		☐	☐	
	検食時刻	園児の食事 開始時刻	検食の 記録	検食者(職名のみ)															
昼食	:	:	有・無																
おやつ	:	:	有・無																
(2) 給食会議を開催しているか。 「いる」の場合、前年度の状況を記入すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>出席者の職名</th><th>開催回数</th><th>会議(検討)内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>年 回</td><td></td></tr> </tbody> </table>	出席者の職名	開催回数	会議(検討)内容		年 回		☐	☐											
出席者の職名	開催回数	会議(検討)内容																	
	年 回																		
(3) 給食関係の調査を実施しているか。 「いる」の場合、調査状況等を記入すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実 施 方 法</th><th>回数</th><th>記録</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嗜好調査</td><td></td><td>回/年</td><td>有・無</td></tr> <tr> <td>喫食調査</td><td></td><td>回/日</td><td>有・無</td></tr> <tr> <td>調査結果の 献立への反映</td><td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table>		実 施 方 法	回数	記録	嗜好調査		回/年	有・無	喫食調査		回/日	有・無	調査結果の 献立への反映				☐	☐	
	実 施 方 法	回数	記録																
嗜好調査		回/年	有・無																
喫食調査		回/日	有・無																
調査結果の 献立への反映																			
(4) 必要な栄養基準量が給与されているか。	☐	☐																	
(5) 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応しているか。	☐	☐																	
(6) 保健所へ給食施設栄養管理報告書を提出しているか。 監査実施日直近の10月実績分の写しを添付すること。	☐	☐																	

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○検査は、食事の栄養、衛生、嗜好的観点から実施するものであり、食器の工夫、適度な温度、盛りつけなど利用者の立場に配慮すること。 ○検査は、園児が喫食するより前に行うこと。 ○検査者は、同一職員によらず、複数の職員で行うこと。 ○結果については、今後の給食に反映するよう記録し、保存すること。 ○検査に係る一人分の費用は施設会計から支出して差し支えないこと。	□検査日誌 □給食日誌	◎社会福祉施設における給食の検査について（平成7年6月19日福政第238号鹿児島県民福祉部長通知） ◎社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援第65号） ◎児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日子母発0331第1号）	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）3－(3)－③	☐	☐
○献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。	□給食会議録	◎児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号）		☐	☐
○年1回以上は嗜好調査を実施することが望ましい。 ○調査結果を記録（集約、分析）していること。 ○嗜好・喫食調査（残食人員、理由等の実態記録）結果を献立の作成等に反映させること。 ○子どもの栄養状態や摂食量、残食量等の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、その後の食事計画の改善に努めること。	□嗜好調査記録 □喫食調査記録 □献立表 □生活管理指導表（除去食等）	◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第18条第2項 ◎健康増進法施行規則第9条 ◎児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日子母発0331第1号）		☐	☐
○障害や疾患、食物アレルギーを有する園児等、個人ごとの発育、発達状況を把握し、提供する食事の量と質についての計画を立てること。		◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章2-6		☐	☐
	□栄養管理報告書	◎鹿児島市健康増進法施行細則第4条		☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価														
		いる ある	いない ない	非該当 非該当												
	(7) 献立は、予定献立に基づいて実施されているか。 献立作成の周期について、該当するものに○印をつけること。 () 10日ごと () 2週間ごと () 1か月ごと () その他()	☐	☐													
	(8) 園児に喜ばれる献立内容となっているか。	☐	☐													
	(9) 手作りおやつを提供しているか。 「いる」の場合 (週 回 ・ 月 回)	☐	☐													
	(10) 給食時間は適切であるか。(配下膳除く昼食実食時間を記入) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1歳児</td><td>分</td> <td>3歳児</td><td>分</td> <td>5歳児</td><td>分</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td><td>分</td> <td>4歳児</td><td>分</td> <td></td><td></td> </tr> </table>	1歳児	分	3歳児	分	5歳児	分	2歳児	分	4歳児	分			☐	☐	
1歳児	分	3歳児	分	5歳児	分											
2歳児	分	4歳児	分													
	(11) 2号認定の園児の副食及び3号認定の園児への主食及び副食の提供を行っているか。	☐	☐													
	(12) 2号認定の園児の主食について、該当するものに○印をつけること。 () 弁当 () その他()															
	(13) 1号認定の園児に給食を提供しているか。	☐	☐													
	(14) 給食材料等の購入及び保管は適切に行われているか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>検収時の品質・衛生状態等の確認</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td>生鮮食品の当日搬入</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td>検収記録と検収者の押印</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td>在庫食品と受払簿の確認</td><td>有 (か月ごと) ・ 無</td></tr> <tr> <td>脱脂粉乳(スキムミルク)受払台帳</td><td>有 ・ 無</td></tr> </table>	検収時の品質・衛生状態等の確認	有 ・ 無	生鮮食品の当日搬入	有 ・ 無	検収記録と検収者の押印	有 ・ 無	在庫食品と受払簿の確認	有 (か月ごと) ・ 無	脱脂粉乳(スキムミルク)受払台帳	有 ・ 無	☐	☐			
検収時の品質・衛生状態等の確認	有 ・ 無															
生鮮食品の当日搬入	有 ・ 無															
検収記録と検収者の押印	有 ・ 無															
在庫食品と受払簿の確認	有 (か月ごと) ・ 無															
脱脂粉乳(スキムミルク)受払台帳	有 ・ 無															
	(15) 冷凍母乳による母乳育児を希望する保護者がいるか。	☐	☐													
	「いる」の場合、衛生に十分に配慮しているか。	☐	☐													

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりがつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すること。		◎児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について (令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号)		☐	☐
○季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。		◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2-1、2-2		☐	☐
○園児の咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう食品の種類や調理方法に配慮すること。		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第18条第2～4項		☐	☐
○「子どもが食べたいもの、好きなものが増える」ように、子どもの要望を取り入れる機会を設けることが望ましい。		◎児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について (令和2年3月31日子母発0331第1号)		☐	☐
○障害や疾患、食物アレルギーを有する子ども等、個人ごとの発育、発達状況等を把握し、提供する食事の量と質についての計画を立てているか。		◎大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食発85号別添)		☐	☐
○対象園児に応じて適切に設定すること。				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
○納入に際しては、数量だけでなく、品質、鮮度、品温、異物混入等についても確認すること。	□検収の記録簿 □食品納入伝票類 □食品受払簿	◎社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援第65号)		☐	☐
○サイン(検収印)をし、検収日を記入していること。		◎大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)		☐	☐
○特定の業者だけに固定するのではなく、見積書を徴するなどし、適切な食材の購入に努めていること。				☐	☐
○食品受払簿等を作成し、適正に記録するとともに、在庫管理を適切に行っていること。		◎関税暫定措置法施行令第33条第5項		☐	☐
○定期的に管理者の確認が行われていること。				☐	☐
○品質の悪い食材や古い食材を使用していないこと。				☐	☐
○生鮮食品類は、当日使い切る量を購入し、大量購入しないこと。(長期間の保存は品質が落ちる。)				☐	☐
○スキムミルクは関税暫定措置法による免税品であるので、一定の様式の台帳を備え、管理の適正をはかる必要がある。				☐	☐
○冷凍母乳を取扱う際は、衛生に十分配慮すること。		◎児童福祉施設における食事の提供ガイド(厚生労働省平成22年)Ⅱ-2-3-(2)-②		☐	☐
				☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価																	
		いる ある	いない ない	非該当 非該当															
5 保健衛生管理体制 (1)感染症・食中毒 対策対応	ア 学校環境衛生基準に基づき、施設の適切な環境の維持、設備・用具等の衛生管理に努めているか。	☐	☐																
	イ 日常的に、清潔の習慣が身に付くよう、園児への衛生指導を行っているか。	☐	☐																
	ウ おう吐物や便等の処理について、感染防止のための処理方法を周知徹底するなど、職員の衛生知識の向上に努めているか。	☐	☐																
	エ 園児、職員ともに手洗いの徹底を図っているか。(手洗い設備に石鹸等を備えているか。)	☐	☐																
	オ 調乳室、便所等で共用タオルが使用されていないか。	☐	☐																
	カ 年1回以上大掃除を行い、常に施設内外を清潔に保っているか。	☐	☐																
	キ 右ページの(ア)～(ウ)の場合、市の社会福祉施設等主管部局に、迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告し、併せて保健所に報告・指示を求めるなどの措置を講ずる体制を整えているか。	☐	☐																
	(前回監査日以降報告実績)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th><th>内容(病原体等)</th><th>報告先</th><th>記 録</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td>所管課・保健所・()</td><td>有・無</td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td>所管課・保健所・()</td><td>有・無</td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td>所管課・保健所・()</td><td>有・無</td></tr> </tbody> </table>				年 月 日	内容(病原体等)	報告先	記 録	年 月 日		所管課・保健所・()	有・無	年 月 日		所管課・保健所・()	有・無	年 月 日		所管課・保健所・()
年 月 日	内容(病原体等)	報告先	記 録																
年 月 日		所管課・保健所・()	有・無																
年 月 日		所管課・保健所・()	有・無																
年 月 日		所管課・保健所・()	有・無																
ク 感染症の報告を行った場合、当該患者の診察医等との連携の上、血液・便・吐物等の検体を確保する体制がとられているか。	☐	☐																	
ケ 常に施設内の衛生管理に配慮し、清潔に保っているか。	☐	☐																	
コ 空調設備等により、施設内の適温の確保に努めているか。	☐	☐																	
サ 机やドアノブ等の手が触れる箇所の消毒や定期的な換気などの感染症対策を実施しているか。	☐	☐																	
シ 上記アからサまでの他、感染症予防対策として実施したものがあるか。	☐	☐																	
(実施内容)																			

主眼事項	着眼点	自己評価													
		いる ある	いない ない	非該当 非該当											
(2)調理室等の衛生管理	ア 調理室の窓、出入口等に防虫網を設置し、蠅等の侵入を防ぐ対策を講じているか。	☐	☐												
	また、ねずみ、昆虫の駆除を半年に1回以上(発生を確認した時にはその都度)実施し、その実施記録を1年間保管しているか。	☐	☐												
	イ 食品貯蔵庫は整理整頓され、食品管理は適正(衛生管理、換気、適温等)に行われているか。	☐	☐												
	また、食品以外のものを置いていないか。	☐	☐												
	ウ 調理従事者の衛生管理は適切に行われているか。	☐	☐												
	<table border="1"> <tr> <td>専用の作業着</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td>専用の履き物</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td>マスク着用</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td>専用の消毒・手洗い設備</td><td>有 ・ 無</td></tr> </table>	専用の作業着	有 ・ 無	専用の履き物	有 ・ 無	マスク着用	有 ・ 無	専用の消毒・手洗い設備	有 ・ 無						
専用の作業着	有 ・ 無														
専用の履き物	有 ・ 無														
マスク着用	有 ・ 無														
専用の消毒・手洗い設備	有 ・ 無														
エ 給食施設設備や食器類の衛生管理(清掃、洗浄、消毒)は適切に行われているか。	☐	☐													
オ 保存食(検査食)は適正に保存しているか。	☐	☐													
<table border="1"> <tr> <td>原材料</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td>調理済食品</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td>50g程度</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td>食品ごとに清潔な容器等(ビニール袋等)に密封</td><td>適 ・ 否</td></tr> <tr> <td>-20℃以下</td><td>適 ・ 否</td></tr> <tr> <td>2週間以上保存</td><td>適 ・ 否</td></tr> </table>	原材料	有 ・ 無	調理済食品	有 ・ 無	50g程度	有 ・ 無	食品ごとに清潔な容器等(ビニール袋等)に密封	適 ・ 否	-20℃以下	適 ・ 否	2週間以上保存	適 ・ 否			
原材料	有 ・ 無														
調理済食品	有 ・ 無														
50g程度	有 ・ 無														
食品ごとに清潔な容器等(ビニール袋等)に密封	適 ・ 否														
-20℃以下	適 ・ 否														
2週間以上保存	適 ・ 否														
カ 給食業務を委託(外部搬入含む)している場合、委託契約(管理体制、契約内容等)は適正な内容となっているか。	☐	☐	☐												
<table border="1"> <tr> <td>委託先</td><td>期 間</td><td>委託内容</td><td>委託金額</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> </table>	委託先	期 間	委託内容	委託金額				円							
委託先	期 間	委託内容	委託金額												
			円												
キ 給食関係者(臨時・パート職員、調乳に従事する保育教諭、調理実習者を含む)の検便は、採用時(実習前)及び毎月実施されているか。	☐	☐													
38ページに検便の実施状況を記入すること。															
ク 調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態を衛生管理者(衛生推進者)に報告し、衛生管理者(衛生推進者)はその結果を記録しているか。	☐	☐													

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○給食関係施設は、排水、防湿、通風、換気、採光、防虫防鼠等に配慮すること。 ○給食作業終了後、清掃を行うなどして清潔の保持に努めること。 ○調理器具、食器、消毒用品等が混在していないこと。 ○調理関係者の身体、頭髮、手指、爪の清潔さに常に配慮するとともに、清潔な作業衣、厨房専用の履物の着用や必要に応じ帽子やマスク等が着用されていること。 ○便所、調理室等の消毒、手洗い設備等により、常に手の清潔さを保つ事ができるよう配慮していること。 ○消毒器、消毒液の常備。 ○ペーパータオル、エアータオルの設置。 ○調理器具(まな板等)の消毒は励行しているか。 ○食器は、使用の都度十分洗浄した後、熱湯蒸気又は熱風により消毒して乾燥し衛生的に保管されていること。 ○菌の検出には、50g程度の量が必要であるので、原則としてその量を保存すること。 ○原材料及び調理済み食品を食品ごと清潔な容器(ビニール袋等)入れ、密封し、－20℃以下で2週間以上保存すること。 ○原材料は、特に洗浄・殺菌等を行わず購入した状態で、調理済み食品は配膳後の状態で保存すること。 ○冷蔵庫に温度計が設置されていない場合、隔測温度計を設置し、実際の温度が確認できるようにしていること。		◎大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3－(3)－③	☐	☐
○受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。 (1)園における給食の趣旨を十分認識し、適正な食材を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うことができ、かつ衛生管理体制の確立等により安全性の高い品質管理に努めた食事を提供できる能力を有する者。 (2)調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められる者。 (3)専門的な立場から必要な指導を行う栄養士等が確保されていること。 (4)調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有すること。 (5)従事者に対して、定期的に衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。 (6)従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施すること。 (7)不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わない者。 ○契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。契約書には、上記(1)、(4)～(6)及び次に掲げる事項も明確にすること。 (1)受託業者に対して、園側から必要な資料の提出を求めることができるとともに、その結果、改善の必要があると認める場合には、園は必要な指導・助言を行うことができること。 (2)受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと園が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても園側において契約を解除できること。 (3)受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 (4)受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため園に損害を与えた場合、損害賠償を行うこと。		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第19条 ◎幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について(平成28年1月18日府子本第448号)		☐	☐
○臨時・パート職員である給食関係者のほか、調理に従事する保育教諭や調理実習等で調理に従事する学生等も検便が必要。		◎労働安全衛生規則第47条		☐	☐
○調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。		◎大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)		☐	☐

主眼事項		着眼点				自己評価		
						いる ある	いない ない	非該当 非該当
(参 考)								
1 給食関係者等検便の実施状況(前年度分)								
※新設の園にあっては、今年度の実施状況を記入してください。								
4月	対象者数					10月	対象者数	
	実施数						実施数	
	検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ		検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ ノロウイルス
5月	対象者数					11月	対象者数	
	実施数						実施数	
	検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ		検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ ノロウイルス
6月	対象者数					12月	対象者数	
	実施数						実施数	
	検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ		検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ ノロウイルス
7月	対象者数					1月	対象者数	
	実施数						実施数	
	検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ		検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ ノロウイルス
8月	対象者数					2月	対象者数	
	実施数						実施数	
	検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ		検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ ノロウイルス
9月	対象者数					3月	対象者数	
	実施数						実施数	
	検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ	赤痢菌 O-157 サルモネラ		検査内容	赤痢菌 O-157 サルモネラ ノロウイルス
※「検査内容」は、実施した項目を「○」で囲むこと。								

チェックポイント		関係資料		根拠法令		特記事項		市記入欄	
								適	不適
2 給食の実施状況(前年度分) ※新設の園にあっては、今年度の実施状況を記入してください。									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
延べ人員(人)									
給食 材料費	総額(円)								
	1人1日 当たり(円)								
		11月	12月	1月	2月	3月	合 計		
延べ人員(人)							A		
給食 材料費	総額(円)						B		
	1人1日 当たり(円)						B/A		

主眼事項	着眼点	自己評価										
		いる ある	いない ない	非該当 非該当								
(3)水質管理	ア 浄化槽を設置しているか。	☐	☐									
	「いる」の場合、年1回以上点検・清掃及び指定検査機関による水質検査を受けているか。	☐	☐									
	点検及び清掃の実施状況											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th><th>指定検査機関名</th><th>内容及び結果等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等	令和 年 月 日							
実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等										
令和 年 月 日												
水質検査の実施状況												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th><th>指定検査機関名</th><th>内容及び結果等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等	令和 年 月 日								
実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等										
令和 年 月 日												
イ 自家水(飲用井戸)を使用しているか。	☐	☐										
「いる」の場合、年2回以上検査実施機関による水質検査を受けているか。	☐	☐										
水質検査の実施状況												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th><th>指定検査機関名</th><th>内容及び結果等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 年 月 日</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>令和 年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等	令和 年 月 日			令和 年 月 日					
実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等										
令和 年 月 日												
令和 年 月 日												
(注)温泉、簡易専用水道は含まない。												
(3)貯水槽(受水槽)を使用しているか。		☐	☐									
	「いる」の場合、該当するものに○をすること。 ()10トンを超える ()10トン以下											
	水質検査の実施状況											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th><th>指定検査機関名</th><th>内容及び結果等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等	令和 年 月 日							
実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等										
令和 年 月 日												
清掃及び点検の状況												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th><th>指定検査機関名</th><th>内容及び結果等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 年 月 日</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等	令和 年 月 日								
実施年月日	指定検査機関名	内容及び結果等										
令和 年 月 日												

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○浄化槽を設置している場合、年1回(環境省令で定めがある場合にあっては定める回数)浄化槽の点検及び清掃を行っていること。 ○浄化槽を設置している場合、年1回(環境省令で定めがある場合にあっては定める回数)指定検査機関による水質検査を行っていること。		◎浄化槽法第10条、第11条		☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
○水道事業により供給される水以外の井戸水等の水を調理等に使用する場合には、公的検査機関、厚生労働大臣の登録検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行うこと。 ○検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。 ○検査結果は、1年間保管すること。		◎大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添) ◎飲用井戸等衛生対策要領の実施について(昭和62年1月29日衛水第12号) ◎社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について(平成8年7月19日社援施第116号) ◎社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援施第65号)		☐	☐
○受水槽を使用している場合、1年以内ごとに1回検査及び清掃を行っていること。 また、容量が10トンを超える場合、法定検査が必要。		◎水道法施行規則第55条、第56条		☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価																	
		いる ある	いない ない	非該当 非該当															
6 防災体制の状況	(1) 防火安全対策計画(消防計画)を作成(変更があった場合は、見直しの上)し、消防局長又は消防署長に届出をしているか。 届出年月日 平成 令和 年 月 日	☐	☐																
	(2) 防火管理者は、有資格者が選任され、消防局長又は消防署長に届出をしているか。 <table border="1"> <tr> <td>職 名</td><td></td><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr> <td>防火管理者講習修了証書</td><td>平成・令和</td><td>年</td><td>月 日 第 号</td></tr> <tr> <td>選任年月日</td><td>平成 令和</td><td>年</td><td>月 日</td></tr> <tr> <td>届出年月日</td><td>平成 令和</td><td>年</td><td>月 日</td></tr> </table>	職 名		氏 名		防火管理者講習修了証書	平成・令和	年	月 日 第 号	選任年月日	平成 令和	年	月 日	届出年月日	平成 令和	年	月 日	☐	☐
職 名		氏 名																	
防火管理者講習修了証書	平成・令和	年	月 日 第 号																
選任年月日	平成 令和	年	月 日																
届出年月日	平成 令和	年	月 日																
(3) 防災設備は整備されているか。 48ページに防災設備の整備状況を記入すること。	☐	☐																	
(4) 消防設備は整備され、また、これらの設備について、消防設備点検資格者による法定点検が行われ、記録を整備しているか。 ※消防設備点検資格者による点検状況 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">実 施 年 月 日</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>消防局長又は消防署長への 報告年月日</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table>	実 施 年 月 日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	消防局長又は消防署長への 報告年月日	令和	年	月	日	☐	☐			
実 施 年 月 日		令和	年	月	日														
	令和	年	月	日															
消防局長又は消防署長への 報告年月日	令和	年	月	日															
(5) 消防設備等の前及び避難路に物品などが置かれていないか等、自主点検を行い、記録を整備しているか。 前年度の自主点検実施回数 回	☐	☐																	
(6) 重油、灯油及びプロパンガス(LPG)等の管理を適切に行っているか。	☐	☐	☐																

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○増築等があった場合、消防計画の見直しを行い、消防計画の変更を行うこと。 ○消防計画、防火管理者の届出書類は、必ず所轄消防署の受付印が押印されているものを保管すること。	□消防計画作成(変更)届出書(控)	◎消防法施行規則第3条 ◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第4-2	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(3)-②	☐	☐
○防火管理者の交替があった場合は、所轄の消防機関に届け出ること。	□防火管理者選任届出書(控) □防火管理者講習修了証書	◎消防法第8条第1項、第2項 ◎消防法施行令第3条、第4条		☐	☐
		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第7条第1項 ◎消防法第17条 ◎消防法施行令第7条 ◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第4-1-(1)		☐	☐
○法定点検の結果を消防署へ報告すること。 (点検期間) 機器(外観・機能)点検:6月ごと 総合点検:1年ごと	□消防用設備等点検結果報告書	◎消防法施行規則第31条の6 ◎消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、方法並びに結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第9号) ◎社会福祉施設における火災防止対策の強化について(昭和48年4月13日社施第59号)		☐	☐
○チェックリスト等を作成し、自主点検を行うこと。 ○避難の際の妨げとなる物品等が非常口や避難経路に置かれていないこと。	□消防設備自主点検表			☐	☐
				☐	☐

主眼事項	着 眼 点	自己評価														
		いる ある	いない ない	非該当 非該当												
	(7)消防職員の立入検査があったか。(前回監査以後) <table border="1"> <tr> <td>消 防 職 員 立 入 検 査 実 施 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td></tr> </table>	消 防 職 員 立 入 検 査 実 施 年 月 日	令和 年 月 日	☐	☐											
消 防 職 員 立 入 検 査 実 施 年 月 日	令和 年 月 日															
	(8)消防職員の立入検査で指摘があったか。 「ある」の場合、指摘事項及び改善措置を記入すること。 <table border="1"> <tr> <td>指摘事項</td><td></td></tr> <tr> <td>改善措置</td><td></td></tr> </table>	指摘事項		改善措置		☐	☐									
指摘事項																
改善措置																
	(9)職員及び園児に対し、火気の取扱い、出火等災害発生の際の心構え等の防災教育を実施しているか。	☐	☐													
	(10)立地環境に応じ、個別に非常災害に対する具体的計画を立てているか。 <table border="1"> <tr> <td>地 震</td><td>いる ・ いない</td></tr> <tr> <td>火 災</td><td>いる ・ いない</td></tr> <tr> <td>風 水 害</td><td>いる ・ いない</td></tr> <tr> <td>火 山 災 害</td><td>いる ・ いない ・ 対象外</td></tr> <tr> <td>その他()</td><td>いる ・ いない ・ 対象外</td></tr> </table>	地 震	いる ・ いない	火 災	いる ・ いない	風 水 害	いる ・ いない	火 山 災 害	いる ・ いない ・ 対象外	その他()	いる ・ いない ・ 対象外					
地 震	いる ・ いない															
火 災	いる ・ いない															
風 水 害	いる ・ いない															
火 山 災 害	いる ・ いない ・ 対象外															
その他()	いる ・ いない ・ 対象外															
	ア 避難経路は複数確保されているか。	☐	☐													
	イ 避難にかかる所要時間を確認しているか。	☐	☐													
	(11)(10)の具体的計画の内容について、職員、園児、保護者に分かりやすく施設内に掲示しているか。	☐	☐													
	(12)非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。	☐	☐													
	ア 地域社会との連携を図ることにより、非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりを努めているか。	☐	☐													
	イ それらの取組を定期的に職員に周知しているか。	☐	☐													
	(13)非常災害に備えて、食糧や飲料水等を備蓄しているか。 (「いる」の場合、備蓄しているものの品目や備蓄場所を記入。)	☐	☐													
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>品目や数量</td><td>備蓄場所</td></tr> <tr> <td>食 糧</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>飲料水</td><td>合 計()リットル</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td><td></td></tr> </table>		品目や数量	備蓄場所	食 糧			飲料水	合 計()リットル		その他					
	品目や数量	備蓄場所														
食 糧																
飲料水	合 計()リットル															
その他																

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
		◎消防法第4条、第4条の2		☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
○幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てなければならない。 ○火災、風水害、地震については必ず作成すること	□非常災害対策計画 □役割分担表 □緊急連絡網 □緊急連絡先一覧表 等	◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第7条第1項 ◎社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（平成28年9月1日社援基発0901第1号） ◎児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日雇児総発0909第2号） ◎社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（昭和55年1月16日社施第5号） ◎児童福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き		☐	☐
○非常災害対策を定め、職員並びに園児及びその保護者の見やすい場所に掲示すること。		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第7条第2項		☐	☐
○災害に備え、普段からやっておきたいこと ・施設行事、イベントの地域開放 ・施設ロビー、食堂の地域開放 ・施設運営ボランティアの活用 ・災害時ボランティアの事前登録 ・災害時協力井戸の確保 ・施設運営関連業務委託業者との災害時協力協定の締結		◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第7条第3項		☐	☐
				☐	☐
	□栄養管理報告書			☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価															
		いる ある	いない ない	非該当 非該当													
7 防災訓練の実施状況	(1)避難及び消火訓練を月1回以上実施しているか。	☐	☐														
	49ページに防災訓練の実施状況を記入すること。																
	(2)上記の訓練を実施する際に、事前に年2回以上、消防機関に通報しているか。	☐	☐														
	(3)訓練時には、消防機関の立会協力を得ているか。	☐	☐														
	(4)訓練後の消防機関の講評についても、記録しているか。	☐	☐														
	(5)訓練結果について検討を行い、次回の訓練及び消防計画等に反映させているか。	☐	☐														
	(6)水防法に基づく洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成と報告及び避難訓練の実施と報告をしているか。																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">水防法</td><td colspan="2">浸水想定区域内</td><td>該当(要下記回答)・非該当</td></tr> <tr> <td rowspan="2">避難確保計画</td><td>作成</td><td>している・していない</td></tr> <tr> <td>保育幼稚園課への報告</td><td>している・していない</td></tr> <tr> <td rowspan="2">避難訓練</td><td>実施</td><td>している・していない</td></tr> <tr> <td>保育幼稚園課への報告</td><td>している・していない</td></tr> </table>	水防法	浸水想定区域内		該当(要下記回答)・非該当	避難確保計画	作成	している・していない	保育幼稚園課への報告	している・していない	避難訓練	実施	している・していない	保育幼稚園課への報告	している・していない		
水防法	浸水想定区域内		該当(要下記回答)・非該当														
	避難確保計画		作成	している・していない													
			保育幼稚園課への報告	している・していない													
	避難訓練		実施	している・していない													
			保育幼稚園課への報告	している・していない													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">土砂災害防止法</td><td colspan="2">土砂災害警戒区域内</td><td>該当(要下記回答)・非該当</td></tr> <tr> <td rowspan="2">避難確保計画</td><td>作成</td><td>している・していない</td></tr> <tr> <td>保育幼稚園課への報告</td><td>している・していない</td></tr> <tr> <td rowspan="2">避難訓練</td><td>実施</td><td>している・していない</td></tr> <tr> <td>保育幼稚園課への報告</td><td>している・していない</td></tr> </table>	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域内		該当(要下記回答)・非該当	避難確保計画	作成	している・していない	保育幼稚園課への報告	している・していない	避難訓練	実施	している・していない	保育幼稚園課への報告	している・していない		
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域内		該当(要下記回答)・非該当														
	避難確保計画		作成	している・していない													
			保育幼稚園課への報告	している・していない													
	避難訓練		実施	している・していない													
		保育幼稚園課への報告	している・していない														

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○避難及び消火訓練は、非常災害を想定したものとし、不審者対応訓練は含まないこと。	□避難訓練・消火訓練実施簿	◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第7条第4項 ◎消防法施行規則第3条第10項、第11項	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(3)-②	☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
○それぞれの区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)」を参考に作成し、各所管課に報告すること。	□避難確保計画 □避難確保計画作成(変更等)報告書 □避難確保計画チェックリスト □訓練実施結果報告書	◎水防法第15条の3第1項、第2項、第5項 ◎土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項、第5項		☐	☐

主眼事項		着眼点	自己評価		
			いる ある	いない ない	非該当 非該当
(参 考)					
1 防災設備の整備状況(新設・変更のあった施設のみ記入すること。)					
施設・設備		消防法令による 設備義務	整 備 状 況		
防 火 設 備	避難階段	有 ・ 無	有(力所) ・ 無		
	避難口	有 ・ 無	有(力所) ・ 無		
	居室・廊下・階段等の内装材料	有 ・ 無	適 ・ 不適		
	防火戸・防火シャッター	有 ・ 無	有(力所) ・ 無		
消 防 用 設 備	屋内消火栓設備	有 ・ 無	有(力所) ・ 無		
	屋外消火栓設備	有 ・ 無	有(力所) ・ 無		
	スプリンクラー設備	有 ・ 無	有 ・ 無		
	自動火災報知設備	有 ・ 無	有 ・ 無		
	火災通報設備	有 ・ 無	有 ・ 無		
	漏電火災報知設備	有 ・ 無	有 ・ 無		
	非常警報設備	有 ・ 無	有 ・ 無		
	避難器具(すべり台・救助袋等)	有 ・ 無	有(力所) ・ 無		
	誘導灯及び誘導標識	有 ・ 無	有(力所) ・ 無		
	消防用水	有 ・ 無	有 ・ 無		
	非常電源装置	有 ・ 無	有(力所) ・ 無		
消火器	有 ・ 無	有 ・ 無			
ガス漏れ警報器	有 ・ 無	有 ・ 無			
カーテン・布製ブラインド等の防災性能		有	有 ・ 無		
そ の 他	防災用具 (避難用具)	—	有 ・ 無		
※ 施設全体の防災設備平面図を添付すること。(消防計画に添付した平面図又は既存の資料で可)					

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄		
				適	不適	
2 防災訓練の実施状況(前年度分) ※新設の欄にあつては、今年度の実施状況を記入してください。 ※不審者対応訓練については、事故防止等の項目に記入し、こちらには記入しないでください。						
実施日	想定した災害	内容	消防機関への 通報	消防機関の 立会い	実施記録	備 考
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
年 月 日	火災・風水害・地震 その他()	避難 火 通 報	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

主眼事項	着眼点	自己評価		
		いる ある	いない ない	非該当 非該当
8 業務継続計画	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	☐	☐	
	(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しているか。	☐	☐	
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更している か。	☐	☐	
9 事故防止及び事 故発生時の対応	(1) 学校安全計画を策定しているか。	☐	☐	
	(2) 施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検しているか。	☐	☐	
	(3) 安全性の確保や機能の保持など、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定めてい るか。	☐	☐	
	(4) 遊具の安全基準や規格などについて熟知した、専門技術者による定期点検を行って いるか。	☐	☐	
	(5) 安全確保に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。	☐	☐	
	(6) 園児が、日常的に利用する散歩の経路や公園等について、異常や危険性がないか、工 事箇所や交通量を含めて点検し、記録を付けるなど、情報を全職員で共有しているか。	☐	☐	
	(7) 園外保育の場合は、複数の職員で引率しているか。	☐	☐	
	また、携帯電話等による連絡体制を確保しているか。	☐	☐	

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 ○事故防止、事故発生時の対応のため必ず職員を複数配置すること。	☐ 業務継続計画	☒ 鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第22条第1項		☐	☐
	☐ 研修記録簿 ☐ 訓練記録簿	☒ 鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第22条第2項		☐	☐
		☒ 鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第22条第3項		☐	☐
	☐ 学校安全計画	☒ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条(学校保健安全法第27条の準用) ☒ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3-1、3-2 ☒ 学校保健安全法第29条	☒ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-③-②	☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価														
		いる ある	いない ない	非該当 非該当												
	(8)事故発生防止のためのマニュアルを整備しているか。	☐	☐													
	(9)事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施しているか。	☐	☐													
	(10)危険等発生時において、職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領「危険等発生時対処要領」(危機管理マニュアル)を作成しているか。	☐	☐													
	(11)乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止に配慮しているか。	☐	☐													
	※午睡チェックの間隔 <table border="1"> <tr> <td>0歳児:</td><td>分おき</td> <td>1歳児:</td><td>分おき</td> <td>2歳児:</td><td>分おき</td> </tr> <tr> <td>3歳児:</td><td>分おき</td> <td>4歳児:</td><td>分おき</td> <td>5歳児:</td><td>分おき</td> </tr> </table>	0歳児:	分おき	1歳児:	分おき	2歳児:	分おき	3歳児:	分おき	4歳児:	分おき	5歳児:	分おき			
0歳児:	分おき	1歳児:	分おき	2歳児:	分おき											
3歳児:	分おき	4歳児:	分おき	5歳児:	分おき											
	(12)事故が発生した場合の関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。	☐	☐													
	(13)施設内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備える体制がとられているか。	☐	☐													
	(14)不審者への対応策について、警察等関係機関と防犯訓練を行うなどの連携をとっているか。	☐	☐													
	(前年度実績) <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th><th>実施内容</th><th>警察等関係機関 の立会い</th><th>実施記録</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td>防犯訓練・防犯教室 その他()</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td>防犯訓練・防犯教室 その他()</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </tbody> </table>	実施時期	実施内容	警察等関係機関 の立会い	実施記録	年 月 日	防犯訓練・防犯教室 その他()	有・無	有・無	年 月 日	防犯訓練・防犯教室 その他()	有・無	有・無			
実施時期	実施内容	警察等関係機関 の立会い	実施記録													
年 月 日	防犯訓練・防犯教室 その他()	有・無	有・無													
年 月 日	防犯訓練・防犯教室 その他()	有・無	有・無													

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。 ○外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行うこと。更に、園児の精神保健面における対応に留意すること。	☐ 危険等発生時対応要領（危機管理マニュアル） ☐ 事故発生時対応マニュアル ☐ 事故発生防止マニュアル	◎教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（平成28年3月31日府子本第192号）		☐	☐
	☐ 研修記録			☐	☐
	☐ 危険等発生時対応要領（危機管理マニュアル）			☐	☐
	☐ 午睡チェック表 等			☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○記録すべき項目(参考) ・事故発生時の状況 ・事故原因について ・再発防止策 ・医療機関を受診した場合はその内容 ・保険適用があった場合はその内容 ○報告の対象となる重大事故の範囲 ・死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)又は治療を要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故。 ・令和6年1月1日以降に発生した事故について、明らかに「病氣」が原因である場合(てんかん、けいれん(熱性・無熱性・憤怒)等)は報告不要。ただし、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で報告すること。 ・事故発生時に受診した病院で、治療を要する期間が30日を超えないと診断されたが、結果的に30日以上の治療が必要になったことが判明した場合には、判明後速やかに報告する。ただし、30日以内に治癒しているが、経過観察で受診が30日を超える場合は対象外とする。 ○原則第1報は事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)に行うこと。	□教育・保育施設等事故報告様式 □事故記録簿 □ケース記録 □保険契約書	◎教育・保育施設等における事故の報告等について(令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号)		☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価																							
		いる ある	いない ない	非該当 非該当																					
10 自動車	(1) 公用車を保有しているか。(本部、施設での保有)	☐	☐																						
	「いる」の場合、保有している車種について記載すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>購入年月日</th><th>車種</th><th>登録番号</th><th>用途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	購入年月日	車種	登録番号	用途	年 月 日				年 月 日				年 月 日											
購入年月日	車種	登録番号	用途																						
年 月 日																									
年 月 日																									
年 月 日																									
(2) 自動車運行管理規程が整備されているか。	☐	☐																							
(3) 運転日誌は、公用車ごとに作成し、使用者・用務等必要な項目を記載しているか。	☐	☐																							
(4) 運行前に整備状況を点検し結果を記録しているか。	☐	☐																							
(5) 園児の送迎、施設外での活動等のための移動で自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しているか。	☐	☐																							
11 損害賠償保険	(6) 園児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、車内の園児の見落としを防止する装置を備え、降車時に園児の所在を確認しているか。	☐	☐	☐																					
	(1) 利用者損害賠償保険に加入しているか。 ア 「いる」の場合、記載すること。	☐	☐																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の種類・名称 保険会社名</th><th>契約者</th><th>被保険者</th><th>受取人</th><th>対象人員</th><th>1人当たり 月額保険料</th><th>1人当たり 補償金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td><td>円</td><td>千円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td><td>円</td><td>千円</td></tr> </tbody> </table>		保険の種類・名称 保険会社名	契約者	被保険者	受取人	対象人員	1人当たり 月額保険料	1人当たり 補償金額					人	円	千円					人	円	千円			
保険の種類・名称 保険会社名	契約者	被保険者	受取人	対象人員	1人当たり 月額保険料	1人当たり 補償金額																			
				人	円	千円																			
				人	円	千円																			
イ 「いない」の場合、その理由や事故時の対応策を記入すること。																									
(2) 建物火災保険等に加入しているか。 ア 「いる」の場合、記載すること。		☐	☐																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の種類・名称 保険会社名</th><th>契約者</th><th>対象物</th><th>受取人</th><th>補償金額</th><th>月額保険料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td>千円</td></tr> </tbody> </table>		保険の種類・名称 保険会社名	契約者	対象物	受取人	補償金額	月額保険料					千円	千円												
保険の種類・名称 保険会社名	契約者	対象物	受取人	補償金額	月額保険料																				
				千円	千円																				
イ 「いない」の場合、その理由や対応策を記入すること。																									

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○乗車定員11人以上の自動車は1台、その他の自動車にあつては5台以上保有する場合は、安全運転管理者を選任する必要。 ○安全運転管理者の業務に、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態の目視等確認が追加(R4.4.1から)。	□自動車運行管理規程 □運転日誌 □運行前点検表 等	◎道路交通法第74条の3第1項		☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
○児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。	□保険契約書	◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条(学校保健安全法施行規則第29条の2の準用)		☐	☐
○送迎を目的とした自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認(園児の自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。		◎学校保健安全法施行規則第29条の2第2項		☐	☐
○利用者擁護の観点から加入することが望ましい。 ○契約内容等が、法人として適切なものであること。		◎鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第33条第4項		☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

主眼事項	着眼点	自己評価																	
		いる ある	いない ない	非該当 非該当															
12 相談・苦情解決 (1) 相談・苦情解決	ア 相談・苦情解決実施要領を定めているか。	☐	☐																
	イ 保護者等からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しているか。	☐	☐																
	ウ 相談・苦情解決の責任者、受付担当者及び第三者委員が選任されているか。	☐	☐																
	(選任状況)																		
	<table border="1"> <tr> <td>責任者</td><td>職・氏名</td><td></td></tr> <tr> <td>受付担当者</td><td>職・氏名</td><td></td></tr> <tr> <td>第三者委員</td><td>名称</td><td></td></tr> </table>	責任者	職・氏名		受付担当者	職・氏名		第三者委員	名称										
責任者	職・氏名																		
受付担当者	職・氏名																		
第三者委員	名称																		
(注)「第三者委員の名称」欄は、氏名ではなく、評議員、大学教授、弁護士等と記載すること。																			
(2) 情報提供	エ 相談・苦情受付の窓口及び苦情解決の手続きを利用者に周知しているか。	☐	☐																
	(周知方法)																		
	オ 受け付けた相談・苦情の内容等を記録しているか。	☐	☐																
	カ 受け付けた相談・苦情については、適切に対応しているか。	☐	☐																
	(前年度の相談・苦情受付処理状況)																		
	<table border="1"> <tr> <td>受付件数 A</td><td>処理件数 B</td><td>未処理件数 A-B=C</td><td>第三者委員への報告の有無</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>0件</td><td>有 ・ 無</td></tr> <tr> <td colspan="3">公表の手段 有 ・ 無</td><td>令和 年 月 日</td></tr> <tr> <td colspan="3">広報誌 ・ ホームページ</td><td>令和 年 月 日</td></tr> </table>	受付件数 A	処理件数 B	未処理件数 A-B=C	第三者委員への報告の有無			0件	有 ・ 無	公表の手段 有 ・ 無			令和 年 月 日	広報誌 ・ ホームページ			令和 年 月 日		
受付件数 A	処理件数 B	未処理件数 A-B=C	第三者委員への報告の有無																
		0件	有 ・ 無																
公表の手段 有 ・ 無			令和 年 月 日																
広報誌 ・ ホームページ			令和 年 月 日																
(2) 情報提供	ア 保護者、地域住民及びその他の関係者に対し、教育及び保育の内容、運営の状況について情報提供を行っているか。	☐	☐																
	(情報提供の方法)																		

主眼事項	着眼点	自己評価		
		いる ある	いない ない	非該当 非該当
Ⅱ 職員処遇				
1 労働契約	(1) 職員の採用に当たり、書類審査・面接等の選考が適正に行われているか。	☐	☐	
	(職員募集の方法)			
	(2) 職員の採用、人事発令について、伺い書等関係書類が整備され、辞令の交付若しくは労働契約が締結されているか。	☐	☐	
	(3) 試用期間を設けているか。	☐	☐	
	「いる」の場合(試用期間 か月)			
	(4) 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	☐	☐	
	(5) 職員の労働条件を書面により明確に提示し、雇用しているか。 ※職員が希望した場合は、ファクシミリの送信、電子メール等、出力可能な方法も可。	☐	☐	
	ア 労働条件は、就業規則と差異はないか。	☐	☐	
	イ 有期契約職員の無期労働契約への転換について取組を行っているか。	☐	☐	
	ウ 最低賃金を下回っていないか。	☐	☐	
	エ 労働契約どおりに賃金を支給しているか。	☐	☐	
	オ 正規職員と短時間労働者・有期雇用労働者との待遇に違いはあるか。 「ある」の場合、その内容及び理由を記入すること。	☐	☐	
	(例)職務内容、配置の変更範囲等			
	(6) 定年制はあるか。	☐	☐	
	ア ある場合、定年の年齢は何歳か。()歳			
	イ 高年齢者の雇用確保措置は取られているか。	☐	☐	
	ウ 定年を過ぎた職員の雇用延長手続きは、適正であるか。	☐	☐	

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○職員の人事発令に際し、発令事項、職種、配置先、給料等を明記すること。 ○施設長の任免、その他重要な人事を除く一般職員の任免は、理事長の専決事項であるが、理事会に報告すること。 ○解雇の場合は、理事会審議が適当であること。 ○採用しようとする者について、必要と認める場合に、能力・勤務態度・健康状態などを見るために定める一定期間のこと。(概ね3か月以内程度) ○試用期間であっても、給与に関する規程に基づいた初任給格付けを行うこと。 ○守秘義務について就業規則に規定し、誓約書の徴取、職員研修などの措置を講じること。 ○正当な理由がある場合の例 ・子どもが虐待を受けている状況など、秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し、子どもの最善の利益を図ることができないような場合において、児童相談所等の関係機関に通知し、対応を協議する場合 ○労働条件を明示すること。 ○鹿児島県最低賃金 令和6年10月5日～ 時給953円 ○労働条件を明示すること。	□採用伺 □雇用契約書・労働条件通知書 □辞令・辞令原簿 □理事会議事録 □退職届等 □就業規則 □誓約書 □研修記録	◎児童福祉法第18条の22 ◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第23条 ◎労働基準法第15条 ◎労働基準法施行規則第5条 ◎短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、同施行規則第2条	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3- (1)-⑤		
【絶対的明示事項】…書面の交付によらなければならない。(⑤のうち、昇給に関する事項を除く) ① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(R6.4.1～有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には上限を含む) ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(R6.4.1～就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む) ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換(交代勤務)に関する事項 ⑤ 賃金(退職手当及び⑧に規定する賃金を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む。) 【相対的明示事項】…就業規則の内容を周知することで明示に代えることが可能 ⑦ 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 ⑧ 随時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及び労基法施行規則第8条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項 ⑨ 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項 ⑩ 安全及び衛生に関する事項 ⑪ 職業訓練に関する事項 ⑫ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑬ 表彰及び制裁に関する事項 ⑭ 休職に関する事項			○短時間労働者については、左記の事項に加え、次の項目を文書により明示しなければならない。 ・昇給の有無 ・退職手当の有無 ・賞与の有無 ・相談窓口		
○有期労働契約が5年を超え契約を更新する際は、無期転換申込機会及び無期転換後の労働条件を明示すること。(令和6年4月1日～) ○高年齢者の雇用確保措置(令和3年4月1日、70歳までの就業機会確保に向けた努力義務施行) ・定年年齢の引き上げ ・継続雇用制度の導入 ・定年制の廃止 等 ○定年の延長を行う場合、就業規則に基づく手続きを行うこと。	□就業規則 □雇用契約書、辞令 □賃金台帳	【雇用形態に関わらない公正な待遇の確保】 ◎短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針 ○不合理な待遇差の禁止 ・基本給、賞与、手当等の待遇差について、職務内容、配置の変更範囲、その他の事情など客観的、具体的実態に照らして合理性がなければならない。(均衡待遇) ○待遇に関する説明義務 ・雇入れ時…雇用管理上の措置について説明 ・随時…説明を求められた場合、説明			

主眼事項	着眼点	自己評価		
		いる ある	いない ない	非該当 非該当
2 職員会議・研修	(1)職員会議を開催しているか。	☐	☐	
	(2)職員に対して、その質の向上のため初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修の機会を確保しているか。	☐	☐	
	(3)施設内研修(職員及び園の課題を踏まえた研修等)の開催又は外部研修への参加が積極的に行われているか。	☐	☐	
	また、研修への参加者に偏りはないか。	☐	☐	
	(4)研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知されているか。	☐	☐	
	また、研修記録(復命書等)が整理されているか。	☐	☐	
3 職員の定着化	研修結果をどのように活用しているか。 (結果の活用方法)			
	(1)労働条件の改善等に配慮し、職員の定着促進に取り組んでいるか。	☐	☐	
	具体的な取組について記入すること。 (例) ・給与水準の見直しを行った。 ・年次有給休暇の取得促進、法定外休暇の充実を図っている。 ・外部研修に可能な限り希望者を参加させている。			

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項	市記入欄	
				適	不適
○職員の資質向上を図るため、年間の具体的研修計画を作成すること。 ○積極的に施設外研修に参加させること。 ○正規職員以外の職員に対しても、平等に参加の機会を与えることが望ましいこと。 (例)保育、児童虐待防止、事故発生防止、感染症対策、個人情報保護、守秘義務、苦情対応等 ○研修記録、復命書が整備され、施設長等への供覧がされていること。 ○研修内容については、職員会議等を利用して、参加しなかった職員に対して周知、報告すること。	□職員会議録等 □研修実施計画 □研修記録 □旅行命令簿 □復命書	◎鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第11条	●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(1)-⑤	☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
				☐	☐
			●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)3-(1)-⑤	☐	☐